

長浜市地域総合センター 使用許可基準

平成27年12月策定  
平成28年3月改定

不許可	根拠	区分	項目	詳細・要件等	適用	
					◆センター	◆教育集会所
不許可	条例第7条第1号	公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがある	飲食のみの利用	会合等（許可要件に該当）の後の会食は、市長の事前承諾	適用	適用
	条例第7条第2号		建物および附属設備を汚損し、破壊する恐れがある	水遊び等	その他、清掃に多大な時間を要するもの	適用
	条例第7条第3号	花火作成等		その他、まとまった量の危険物の持ち込み	適用	適用
		金属加工等		その他、汚損等の修復が困難な恐れ	適用	適用
		営利目的		物販・販促会場	営利を目的とした行為は全面的に禁止	適用
	条例第7条第4号	管理上の支障	軽運動ではないスポーツ	その他、他の使用者に迷惑がかかる恐れ	適用	適用
			職員が対応できない	自主管理を除く	適用	適用
			すでに他の予約がある		適用	適用
			避難所の開設等、緊急に使用する必要性		適用	適用
			休館日・休館時間	ただし、例外規定あり	適用	適用
			宿泊	ただし、例外規定あり	適用	適用
	条例第7条第5号	その他適当ではない	冠婚葬祭	全面的に禁止	適用	適用
	宗教儀式		全面的に禁止	適用	適用	
	政治活動		ただし、例外規定あり	適用	適用	
	規則第3条第1号	指定場所以外での火気の使用	全面的に禁止	適用	適用	
	規則第3条第3号	他の使用者に迷惑のかかる恐れ	騒音・悪臭・振動・不必要な占拠	適用	適用	

許可	根拠	区分	項目	詳細・要件等	適用		▼使用料 条例第9条関係 規則第5条関係		
					◆センター	◆教育集会所			
許可	条例第3条第1項第1号	相談事業	就労相談・生活相談・教育相談・自治会相談	相談員が市職員または市長が認める者であること	適用	適用	免除		
	条例第3条第1項第2号		社会福祉の増進	学習会	地域福祉・福祉活動の学習会・勉強会	適用	適用	免除	
	条例第3条第1項第3号	地域福祉活動		地域住民を対象とした福祉活動	適用	適用	免除		
	条例第3条第1項第3号	啓発事業	人権に関する啓発活動	街頭啓発・勉強会・学習会	適用	適用	免除		
			地域自治に関する啓発活動	街頭啓発・勉強会・学習会	適用	適用	免除		
			地域福祉に関する啓発活動	街頭啓発・勉強会・学習会	適用	適用	免除		
			住民生活に関する啓発活動	街頭啓発・勉強会・学習会	適用	適用	免除		
	条例第3条第1項第4号	自主的活動の促進・支援	勉強会・学習会	地域自治・地域福祉・就労・教育・生活に関すること	適用	適用	免除		
			地域団体による会議等の開催	住民交流・情報交換・住民親睦のための文化活動等	適用	適用	免除		
	条例第3条第2項第4号	自主的活動の促進・支援	保護者会等、地域団体会議等の開催	不許可要件に該当しないこと	適用	適用	免除		
			地域住民が主催して児童生徒に行う活動	不許可要件に該当しないこと	適用	適用	免除		
			市が主催して児童生徒に行う活動	不許可要件に該当しないこと	適用	適用	免除		
			児童生徒の交流・親睦を深める活動	不許可要件に該当しないこと	適用	適用	免除		
	条例第3条第1項第5号	関係機関・関係団体との連絡調整	会議・打合せ・調整・相談等	地域住民の福祉・生活・教育・就労に関すること	適用	適用	免除		
	条例第3条第2項第1号		自主活動学級・各種講座	児童生徒が主体的・自主的に行う勉強会	地域在住・在学	適用	適用	免除	
	市が主催・共催して児童生徒に実施する講座	地域在住・在学		適用	適用	免除			
	条例第3条第2項第2号	体育およびレクリエーション活動	地域住民が主催者として児童生徒と実施する活動	地域在住・在学	適用	適用	免除		
			市が主催者として児童生徒に実施する活動	地域在住・在学	適用	適用	免除		
	条例第3条第2項第3号	教育機関との連携	教育相談	相談員が市職員または市長が認める者であること	適用	適用	免除		
			児童生徒の相談・打ち合わせ・会議等	地域在住・在学	適用	適用	免除		
	条例第3条第1項第6号	その他	市が主催・共催して実施する事業		適用	適用	免除		
			休館日・休館時間の例外	特例①	適用	適用	別掲		
			宿泊を伴う例外	特例②	適用	適用	別掲		
			政治活動の例外	特例③	適用	適用	別掲		
			行政視察研修	休館日・休館時間を含む	適用	適用	免除		
			上記以外の各種団体視察研修	開館日・開館時間のみ	適用	適用	規則による		
			特例①	休館日・休館時間の例外許可 次の場合には、休館日・休館時間に例外的に使用を許可する。	1 各許可項目のいずれかに該当し、火気の使用を伴わない場合	不許可要件に該当しない・自主管理ができること	適用	適用	免除
					2 各許可項目のいずれかに該当し、火気を使用する場合	不許可要件に該当しない・職員の対応が可能	適用	適用	免除
					3 公職選挙法に定める『個人演説会』を行う場合		適用	適用	初回免除・以降有料
					4 行政視察研修	職員による講座を受講すること	適用	適用	免除
5 市が主催する事業						免除			
特例②	宿泊の例外許可 次の場合には、宿泊を伴う使用を例外的に許可する	1 市内の団体・事業所が行う防災・災害研修や訓練	長浜のみ・1泊まで	適用	除外	免除			
		2 市が主催する事業		適用	適用	免除			
特例③	政治活動の例外許可	1 公職選挙法に定める『個人演説会』を行う場合		適用	適用	初回免除・以降有料			
条例第3条第2項第5号	その他	市が主催・共催して実施する事業		適用	適用	免除			

注1 『地域』とはセンターが立地する周辺地域を言い、それぞれ『北郷里地域』『虎姫地域』『木之本地域』をさす。

注2 『地域住民』とは、上記の地域に居住する住民を指す。

※ 上記に属さないものは、地域総合センターの設置主旨に基づき、個別にそれぞれの所長が許可・不許可を判断する。

※ 『許可』『不許可』のいずれにも該当する場合、原則として『不許可』とするが、使用用途・施設の設置主旨に照らして、個別に所長が判断する。

※ 上記は、災害等に伴う避難（自主避難を含む）を目的とした使用を除く。